

09.8.3

平成20年(ネ)2839号
控訴人 鳥賀陽弘道
被控訴人 オリコン株式会社

裁判上の和解

1 利害関係人(株)サイゾーは、本件記事中の控訴人のコメント部分(以下「本件コメント」という。)を契機とする訴訟の解決のために、控訴人及び被控訴人に対し、以下の提案を行ない、控訴人及び被控訴人はこれを受諾した。

(1) 利害関係人(株)サイゾーは、控訴人に対し、本件コメントが不正確なものであり、かつ、控訴人の了解を得ないまま掲載したことを謝罪する。

(2) 利害関係人(株)サイゾーは、被控訴人に対し、本件記事により、被控訴人が発表する音楽ヒットチャートの信頼性について、読者に誤解を与えたことを謝罪する。

(3) 利害関係人(株)サイゾーは、控訴人に対し、本件記事により損害賠償金として500万円の支払い義務があることを確認する。

(4) 利害関係人(株)サイゾーは、控訴人に対し、(3)の金員を次のとおり分割して、控訴人指定口座に送金して支払う。

ア 280万円について、平成21年8月末日限り、金140万円

平成21年9月及び10月各末日限り、金70万円

イ 220万円について、平成21年11月から平成23年8月まで末日限り10万円ずつ22回

ウ 期限の利益喪失約款 2回以上不払、遅延損害金年5分の付加

(5) 利害関係人揖斐憲は、利害関係人(株)サイゾーの本和解条項の債務について、連帯して、保証する。

2 控訴人及び被控訴人は、利害関係人(株)サイゾーが本件の解決のために行った、第1項の提案を受諾し、以下のとおり表明する。

(1) ア 被控訴人は本訴請求を放棄する。

イ 控訴人は反訴請求を放棄する。

(2) 被控訴人及び控訴人は、今後本和解の公表等に当たっては、本件和解の趣旨及び経緯を踏まえた対応をするよう努めるものとする。

3 控訴人と被控訴人は、本和解の成立により、株式会社インフォバーンとの間においても、本件記事に関する紛争が解決したものであることを確認する。

4 控訴人、被控訴人及び利害関係人(株)サイゾーの3者相互間において、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 訴訟費用及び和解費用は、第1、2審とも各自の負担とする。